

障がい者と共に暮らせる社会へ

障がいのある人たちが不自由なく生活を送るためにはどのようなことが必要なのでしょう。私たちがやるべきことを、新しく施行された法律と共に考えてみましょう。

■障がい福祉課 ☎②7306

“障害者差別解消法”

って知ってますか？

4

月1日に施行された「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）」。この法律では、障がい者への「**不当な差別的取扱い**」を禁止し「**合理的配慮の提供**」を求めています。

障がいを理解し、できる限り柔軟に対応するよう規定されたこの法律によって、障がいのある人もない人も互いに認め合いながら、共に暮らせる社会を目指します。

“不当な差別的取扱い”

ってなんだろう？

国

や県、市町村などの役所や、会社やお店などの事業所が、障がいのある人に対して、正当な理由なく、障がいを理由として差別することを禁止しています。

【不当な差別的取扱いの例】

- ・受付の対応を拒否する。
- ・保護者や介護者が一緒にいないと入店を拒否する。



“合理的配慮の提供”

ってなんだろう？

障

がいのある人の障壁を、軽減できるように負担が重すぎない範囲で対応することが求められています。国や

県、市町村などの役所では、合理的配慮をする義務があり、事業所などでは配慮する努力をしなければなりません。

対応できない場合は、理由をきちんと説明し、別のやり方を提案するなど理解を得られるように努めることが大切です。

【合理的配慮の例】

- ・段差がある場合には、スロープなどを使って補助する。
- ・意思を伝え合うために、絵や写真、タブレット端末などをを使う。



イベントに参加して
障がいに対する理解を深めよう

OPEN4

～音楽でもっとつながる～

視覚障害者バイオリニストの穴澤 雄介さんや、演奏家の野田 正純さんなどが出演するコンサートです。

とき 平成29年2月11日(土)

ところ プラザおおむら

第17回長崎県

障害者芸術祭 in 大村市

障がいのある人とない人による合唱や、障がい者の絵や陶芸の作品展を開催します。

とき 平成29年2月18日(土)

午後1時～4時

ところ シーハットおおむら



もし、障がいの事で差別されたら？

お気軽にご相談ください

相談会のお知らせ

障がいの区別は問いません。秘密は厳守します。お気軽にお越しください。

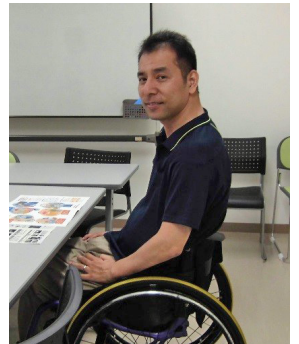
とき 平成29年1月21日(土)

午前10時～正午

ところ 総合福祉センター

(予約不要)

■障がい福祉課 ☎②7306



身体障害者手帳1級所持者

柏木 政樹さん

21歳の時、交通事故で脊椎を損傷し、以後、車いす生活となる。現在は福祉用具販売会社を経営。自身の経験を生かし、小中学校での講演活動も行う。

法律ができた。ココからがスタート！

Q. 車いすの生活で困ることは何ですか？

A. 雨天時の外出で、屋根付きの障がい者用駐車場が少ないことです。また、入り口が無人数ゲートになっている駐車場は、駐車券に手が届かないことが多いので、1人で利用することが困難です。

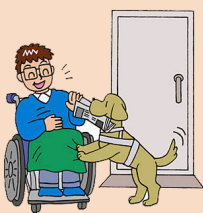
Q. 昔に比べて便利になったことは何ですか？

A. 一番は多目的トイレの数が増えたことです。それから、車いすのまま利用できる福祉タクシーも便利です。お酒を飲む機会や体調が良くないときに利用しています。

Q. 障害者差別解消法について思うことを教えてください。

A. 法律による配慮がなされ、障がいのある若い世代の皆さんが教育や就職の面で生活しやすくなることは大変良いことです。しかし、法律ができたからといって、そのとおりになるかといえばなかなか難しいと思います。

公共施設や学校などは、障がいに配慮した造りになりました。しかし、障がいのある人が利用するから整備するのは意味がありません。障がいのある人も利用することを前提とした環境づくりが、本当の意味での「障害者差別解消法」につながります。



障がい者の声 サポーターの声

障害者差別解消法の施行により世の中がどうなるのか、どうなって欲しいか、障がい者と障がい者をサポートする立場からの意見を聞きました。

障がい者のことを考えた配慮が大事。



大村市手話通訳相談員

小山田 寿子さん

昭和58年から市手話通訳相談員として勤務。市窓口での手話対応のほか、講演会などでの手話通訳も行う。

Q. 仕事内容を教えてください。

A. 聞こえる人と聞こえない人が、暮らしの中でお互いにコミュニケーションが必要になった時に、手話通訳で意思疎通をお手伝いします。

Q. 通訳をするうえで、耳が聞こえない人に対してどのような配慮を心がけていますか？

A. 相手の状態を見て臨機応変に対応をしています。全く耳が聞こえない人、少しだけ耳が聞こえる人、耳が聞こえないだけでなく目も見えにくい人などさまざまなので、個々に応じて対応するように心がけています。

Q. 耳が聞こえない人に対してできる合理的配慮にはどのようなものがありますか？

A. 一つ目は、音による情報を、耳が聞こえない人に対してどのように伝えたいかを常に意識することです。例えば、メモに書いて要件を伝えるなど、目で見て分かる形で「情報を伝達する」といった配慮が必要です。

もう一つは、ろうあ者の「いのち」ともいえる手話を多くの人が習得し、手話を通して聴覚障がい者の暮らしを感じて欲しいということです。手話を学ぶ機会があれば、積極的に学んでいただきたいです。